

東日本大震災は、その被害の大きさにおいて前例をみない大規模なものであり、その復旧・復興が長期化している点でもこれまでになく規模の対応が継続されている。これは今後、いつどこで起こるかもしれない大規模被災の対応を想定する際の重要な手がかりを示している。

まず、全国の自治体は発災直後から現地への緊急支援の投入と同時に、多数の被災者の避難を各地で受け入れるという二つの課題に直面した。その中には多数の妊婦と子どもが含まれていた。原発の事故はさらに妊婦と子どもの避難を加速させたとみられる。

多くの子どもを含む避難者を受け入れた自治体ではまず、生活、住宅、育児、就学の4分野での緊急支援が課題となっている。子どもについては学齢児では緊急の就学・転入学(園)の受け入れ、就学前の子どもでは育児支援と保育の提供、健診等の母子保健事業が重要項目となっている。特に発災直後から1・2か月までの初期段階で、多数の転入避難者が発生しており、受け入れ自治体では罹災証明や転入住民票等の基本情報無しに、世帯としてはバラバラになって転入してきた家族・子どもへ、そのまま地域住民への行政サービスを拡大して提供することが課題となっている。具体的には乳幼児健診や予防接種などの乳幼児へのサービス、学籍移動の無いままの当座の転入学(園)、場合によっては新1年生としての入学・就学支援、そして様々な育児支援サービスの提供、一時的な保育の提供、保育所への入園と保育料等の給付・減免が重要な課題であり、いずれも通常であれば、住民票移動や罹災証明などによる情報確認を前

提とした制度的な対応手続きを、基本情報確認や諸手続きを省略して対応することが求められた。財政上の措置にしても自治体によっては想定外の規模の事業実施を求められることとなっている。これらの状況対応については支援課題の整理による体制整備が求められている。

5-2 避難者支援からみえてくる地方自治体の課題

各地の自治体では避難してきた子どもの支援において、当の自治体が元々課題としていた育児支援事業に追加的に避難者支援のための枠組みを提供する必要に迫られた。特に保育所への緊急入所対応では、いずれの自治体も既に待機児を抱えている実態があり、それに加えての対応に苦慮した実態がある。またそれらの対応は当座は緊急の避難所の設置と同時に一時的・限定的な対応として開始されたのだが、やがて緊急対応としての一時的な事業が終了した後も、多くの子どもが一時避難からそのまま持続的に避難生活が続けることとなったため、支援ニーズは下がることなく持続することとなった。

結果的に全国自治体において基本的な育児支援サービス提供の基礎体力、サービス提供体制の力量が問われることとなっている。つまるところ、日本全体で提供されている育児サービスの総量において、その大きな部分の地域機能が停止・喪失した際に、その他の地域でそれらを速やかに補てんできるか、ダメージを負った子どもや家族への修復支援をさらに提供できるか、元からいる地域住民へのサービスを大きく低下させることなく、増加した避難者へのサービ

を提供できるかということが問われている。

5-3 初期対応支援における課題

初期対応が必要とされた支援については上記の各項目で見てきたが、この経過から今後の対応、特に初期の対応として何をすべきか考えてみると、①大規模災害の発災直後の緊急避難者対応の手続き整備、②緊急対応が可能な程度に余力を持った普段からのサービス提供の体制整備、③的確な対応のための情報把握体制の整備、などが挙げられる。このうち①、②は既に各地域自治体での防災計画の見直し、検討として諸課題が取り上げられつつある。③については総務省の全国避難者情報システムへの登録、住民基本台帳ネットワークシステムの運用などが想定される。さらに被災地での情報把握に SNS や IT ネットワークを使った個人の情報発信を集約するシステム

(川副 2011)、様々な IT システムの復旧やクラウド・コンピューティングを用いた対応の提案・検討が進められてきている。ただしそれらは必ずしも初期の被災地から全国各地に避難してきた子どもへの支援に焦点化したものとしてはまだ整備されていないようである。

本研究では、被災地から全国各地に避難した子どもについての情報集約が、発災直後からの初動で必要となっていること、全国の自治体、特に市区町村窓口における対応が重要であることに注目し、避難転入してきた子どもとその家族についての市区町村での情報把握とその集約について検討した。現在、各自治体で呈示されている全国避難者情報システムでは、図 19 のような届出票での情報集約が行われている。

この届出票では子どもとその世帯についての一括情報が把握されにくい。詳細情報は地方自治体ごとには把握されているのかもしれないが、一般的には人数と世帯数のみが報告されている。

本研究班では ① 現避難転入者の家族情報、② 避難元世帯の所在地、③ 世帯員の別の移動先、④ 直近の子どもの支援ニーズ、が一覧で分かる形の記載届出票が全国の自治体窓口で統一的に用意されていることが望ましいと考える(図 20 に基本イメージ項目を呈示)。これを全国市区町村に統一的に事前配備することで、発災直後からの避難者の動向把握をより正確・迅速に行うことが期待される。

【別紙 1】 【避難先等に関する情報提供書面】

氏名		生年月日	避難先市町村における住所(避難前に居住していた住所)	
姓(ふりがな)	姓・次・名・字	年 月 日	市 町 村	市町村名より下の住所(郵便物の送、町、字等)
【漢字】	姓 名	年 月 日	市 町 村	市 町 村 番 号
	姓 名	年 月 日	市 町 村	マンション・アパート名及び部屋番号
住所: 避難先(避難先は個人宅等)の所在地			避難先が有線(電話番号) 又は個人宅等	避難先が有線(電話番号) 又は個人宅等
郵便番号	市町村名より下の住所(郵便物の送、町、字等)	年 月 日	年 月 日	年 月 日
送 附 部 番 号	市 町 村 番 号	年 月 日	年 月 日	年 月 日
	マンション・アパート名及び部屋番号	年 月 日	年 月 日	年 月 日
	被災先市町村(被災先)の住所	年 月 日	年 月 日	年 月 日

【個人情報の取扱いに関する留意事項】
 私は、被災先市町村等への対応に活用するため、避難先市町村、避難先動向情報、避難先簿、避難先市町村等の関係行政機関へ上記に記入した情報を提供することに同意します。
 年 月 日 (氏名)
 口頭で録の場合) 総務省 年 月 日 (電話番号)

http://www.soumou.go.jp/risai/risai_content/201110702.pdf

図 19 全国避難者情報システム届け出票(総務省)

6. まとめ

本研究は東日本大震災の発災直後からの全国への避難者の動向とそれを受け入れた市区町村の対応について、主として子どもへの支援対応について検討を加えてきた。結果的には全国市区町村のおよそ30～40%台の回収率の回答情報となったので、全国の状況としては限定的な情報に留まっているが、共通する課題状況については一定の情報把握に至ったと考える。

個々の各自自治体が経験した課題状況は、避難者の数や時期の推移によって地域ごとに異なる要素・傾向が認められた点もあるが、全体として基本的に共通する初期対応の課題を整理した。それは災害の発災直後からの、週単位での避難者の流入に対応する全国の市区町村の初期対応にひとつの焦点がある課題であり、以下の3点に集約される。

- ① 緊急避難転入者に即座に住民サービス、被災者支援サービスが提供できる制度の整備。
- ② 全国各地の乳幼児～学齢児への母子保健、育児支援、就学、教育における行政サービス対応について、大規模災害被災のために、広域にわたりその機能が突然停止した場合、即座にそれをカバーでき

るだけの対応力を備えるための全国規模での体制の整備。

- ③ 発災直後からの的確な対応のための被災者の動向と支援ニーズ把握のための情報体制の整備。

今後の実質的な検討は二つに分岐する。ひとつは東日本大震災に被災した子どもとその家族への取り組みである。もう一つは将来の新たな大規模災害被災への備えである。それぞれの課題はさらに被災地自体の救援・復興における取り組みと、被災地周辺から遠隔地にまで避難した被災者への取り組みに分岐する。

阪神淡路大震災を初め、これまでの大規模な地域災害の復興と被災者支援は、その時々々の社会福祉サービスの重要課題を浮き上がらせることになってきたと言われている。東日本大震災は、被災して全国に離散した避難家族と子どもへの支援を通じて、国として、地方行政サービスとして、基本的な次世代育成サービス、母子保健と育児支援サービス、教育現場でのサービスについて、その供給体制の整備課題をよりいっそう浮き上がらせることになったと言えるのではないだろうか。

災害避難者家族確認表（項目原案）

記入者の名前			年月日	年 月 日	
あなたの家族 や 今、一緒にいる人	氏 名	性別	年 齢	続柄	現在の居場所
		男・女	歳		同行・別 ()
		男・女	歳		同行・別 ()
		男・女	歳		同行・別 ()
		男・女	歳		同行・別 ()
		男・女	歳		同行・別 ()
		男・女	歳		同行・別 ()
		男・女	歳		同行・別 ()
特別な支援や治療の必要性	上記中に特別な支援・介護、治療の必要な方があれば○を ①②③…				
必要な支援・介護・治療 複数の方の場合には ○印に番号をつけて記入					
あなたの元住所地					
元の連絡先	電話・FAX				
	フェイスブック・メール等				
あなたの現在の居場所					
現在の連絡先	携帯電話				
	フェイスブック・メール等				
今後の移動予定	予定 なし				
	予定 あり	いつ頃			
		どこへ			
可能なら連絡したい人・機関	名前			続柄・関係	
今いちばん必要な物品 (もしあれば)					
今いちばん欲しい援助 情報など (もしあれば)					
その他留意事項					

図 20. 被災転入者の市区町村での届出項目イメージ図

参考資料

- ・北海道避難者アシスト協議会 (2013) 「東日本大震災・被災者受入支援事業」報告書
- ・田中真理 (2013) 「被災地における発達障害児者への支援」: 長谷川啓三 若島孔文編「震災心理社会支援ガイドブック」所収 151-175
- ・吉田克彦 (2013) 「原発事故の被害が大きい地域における心理社会支援—福島県相双地区での取り組み」: 長谷川啓三 若島孔文編「震災心理社会支援ガイドブック」所収 126-148
- ・川副泰成 (2011) 「被災地域支援活動の初期における情報ネットワークの構築」: 『精神医療』編集委員会 (2011) 「精神医療 64 号」Vol. 139 批評社 149-155
- ・日本経済新聞社 (2013) 防災計画の「基本」を知っておく 災害時の IT 対策マニュアル (上) 1~4
http://www.nikkei.com/article/DGXNASFK23024_T20C12A3000000/?df=2~4
- ・日本経済新聞社 (2013) 安否確認や情報収集に PC・スマホを活用 災害時の IT 対策マニュアル (下) 1~4

- http://www.nikkei.com/article/DGXNASFK23028_T20C12A3000000/?df=2~3
- ・京大・NTT リジリエンス共同研究グループ (2012) 「しなやかな社会への試練 東日本大震災を乗り越える」日経 BP コンサルティング
- ・大規模災害時におけるソーシャル・ネットワーキング・サービスによる緊急通報の活用可能性に関する検討会 (2013)
「大規模災害時におけるソーシャル・ネットワーキング・サービスによる緊急通報の活用可能性に関する検討会 報告書」
http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/houdou/h25/2503/250327_1houdou/02_houkokusho.pdf
- ・内閣官房情報セキュリティセンター (2013) 「IT-BCP 策定モデル」
<http://www.nisc.go.jp/active/general/pdf/IT-BCP.pdf>
- ・総務省 (2013) 平成 24 年版 情報通信白書「第 4 節 東日本大震災の教訓を踏まえた ICT 災害対策の強化」
- ・総務省 住民基本台帳ネットワークシステムとは？

[http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-
gyousei/daityo/old/shousai/02sec1.pdf](http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-
gyousei/daityo/old/shousai/02sec1.pdf)

・総務省 (2012) 避難先における情報適用の受付について(全国避難者情報システム)

http://www.soumu.go.jp/menu_kyotsuu/important/kinkyu02_000082.html

- ・文部科学省 東日本大震災により被災した岩手県、宮城県、福島県の児童生徒の多都道府県の公立学校での受け入れ状況について (平成 23 年 4 月 8 日現在)
- ・文部科学省 東日本大震災により被災した岩手県、宮城県、福島県の児童生徒の多都道府県の公立学校での受け入れ状況について (平成 23 年 4 月 15 日現在)
- ・文部科学省 東日本大震災により被災した岩手県、宮城県、福島県の児童生徒の多都道府県の公立学校での受け入れ状況について (平成 23 年 4 月 22 日現在)
- ・文部科学省 東日本大震災により被災した幼児児童生徒の学校における受入れ状況について(平成 23 年 5 月 1 日現在)
- ・文部科学省 東日本大震災により被災した幼児児童生徒の学校における受入れ状況について(平成 23 年 9 月 1 日現在)
- ・文部科学省 東日本大震災により被災した幼児児童生徒の学校における受入れ状況について(平成 24 年 5 月 1 日現在)
- ・文部科学省 東日本大震災により被災した幼児児童生徒の学校における受入れ状況について(平成 25 年 5 月 1 日現在)

別表1. 東日本大震災被災避難者への発災から24年7月までの全国市町村における被災者支援(子ども支援)状況と課題 660市町村

都道府県	サービス名	概要	苦慮した内容
北海道	医療費助成	未就学児の医療費助成。	
	学用品・給食費助成	ドリル等教材費の助成、給食費(牛乳代)助成。	
	学用品支給	スキーセットの支給。	
	見舞金	1人3万円を支給。	
	保育料減免	保育料全額減免。	
	新生児・産婦訪問	出産後の母子の健康状態の把握、育児環境等保健指導。	
	家財道具一式	家具・電気製品・食器等の提供。	
	義援金		
	支援物資	タオル、紙オムツ、マスク等・ペットボトル飲料。	
	住宅提供	公営住宅を無償貸付。	
	炊き出し支援		
	リフレッシュ事業	工場・公園見学・女子会・食事会・もちつき。	
	生活物資支援	生活日用品・寝具一式・灯油提供・ストーブ貸出。	
	訪問サービス	避難者宅各月2回訪問(現状把握と情報提供)。	
	認可保育所への入所	福島県に住民票のある世帯の児童を市の認可保育所へ入所させる。	
	交通費支援	以前からの居住者に設定されている定期券割引を避難児童にも適用。	
	住居支援	町の教員住宅の提供。	
	乳幼児健診	3ヶ月児健診。	
	乳幼児健診	6ヶ月児健診。	
	予防接種	三種混合。	
	町移住支援	被災者で1年以上定住する者、一時金、支援金、町住宅と上下水道基本料減免。	
	罹災者へ見舞金給付	〇〇町へ避難のため7日間以上居住、諸条件を満たす世帯へ一律10万円支給。	
	子育て支援センター	センター運営、子育てサークルの開催。	
	町立保育所	保育所運営。	
	放課後児童クラブ	児童クラブ運営。	
	保育所入所	未就学児市立保育所入所。	
	いちご生産農家就農支援	被災したいちご農家の就農、地元農家への技術指導支援のために住宅、ビニールハウス等提供。手当の支払い。	
	光熱水費の公費負担		
	住宅の貸与		
	住宅貸付料免除		
	備品の貸与		
	保育所入所		
	あそびのひろば・サロンに参加	未就学児親子を対象とした「あそびのひろば」「サロン」に参加。	
	市立幼稚園		
	「おいでよ!〇〇で夏休み」	住民の方が中心になって夏休みを〇〇で過ごした事業。町で財政的支援。	
	子育て相談	子育て支援センター利用。	
	乳幼児健診	1才半健診。	
	予防接種	三種混合 ヒブワクチン 予防接種。	
	一時保育(預かり)	保育所での一時預かり事業の活用。	
	公営住宅への入居	住宅提供。	
	住宅支援金支給	一戸建て又は共同住宅等に避難し居住する世帯に対し、1世帯月額30000円を限度に支給する。	
	滞在支援金支給	1人につき20000円分の商品券を支給する。	
	保育	3才児保育。	
	公営住宅貸付	避難してきた方に無償で公住の貸付。	
	生活支援一時金給付	要綱に該当する避難者に生活一時金を給付。	
	住居の提供	道営住宅への入居。	
	生活用品の調達	日赤より寄贈を受ける。	
	住宅提供	市営住宅及び職員住宅。	
	手当関係	こども手当。	
	障害福祉関係	自立支援給付、児童デイサービスI型申請。	自立支援給付(補装具)の自己負担金の徴収、免除。
生活保護関係	生活保護申請。		
保育関係	保育所入所。	空きがなく希望に添った入所が果せず。	
母子保健関係	母子健康手帳の交付、妊婦健診、乳幼児健診等。		
3ヶ月健診	育児相談。		
8ヶ月健診			
電話	情報提供(健診等予防種)。		
電話	予防接種相談。		
家賃免除			
光熱水費支援	入居から6ヵ月。		
保育料の減免	1年間の減免。		
各課相談業務			
各種情報提供			
公営住宅料免除	1世帯のみ。		
上下水道料免除	3世帯。		
住宅の斡旋	町営住宅へ優先的入居、住宅料の免除(当分の間)。		
日赤奉仕団	布団の提供。		
サービス実績なし			
子育て支援センター	子育て相談、親子交流、親子体験広場、子育て講座。		

別表1. 東日本大震災被災避難者への発災から24年7月までの全国市町村における被災者支援(子ども支援)状況と課題 660市町村

都道府県	サービス名	概要	苦慮した内容
北海道	乳幼児健診	身体計測、発達の確認、医師の診察、保健・栄養相談。	
	離乳食教室	調理実習、試食、保健師・栄養士講話。	
	フッ素カード発行	フッ素、歯科健診。	
	乳児訪問		
	乳幼児健診	4か月、10か月、1才6か月、3才児健診。	
	給食サービス	食事を配達する。	
青森県	支援のため物資を配布。	左記のとおり	
	住宅の提供。	左記のとおり	
	就労支援。	左記のとおり	
	区域外就学者の受入れ	小学校へ区域外就学者として受け入れする。	
	保健師による訪問	健康状態を確認のため、家庭訪問を行う。	
	生活支援金の交付	災害救助法適用市町村からの避難者に対し、生活必需品の購入費用の負担軽減を目的に交付するもの。	
	健康診査受診票交付	妊婦健康診査、乳児一般委託健康診査受診票交付。	
	乳幼児健診、乳児相談	4か月児、1.6才児、2才児歯科健診、3才児健診、6～7か月児、9～10か月児相談の受診。	
	妊産婦、乳幼児訪問		
	母子手帳の交付	母子手帳の交付及び妊婦相談を実施。	
	予防接種	定期予防接種。	
見舞金の支給	一世帯あたり3万円、加算一人2万円。		
住宅の提供	家賃無料。		
	保育料免除		
秋田県	乳児健診等(医療機関方式)	4か月児、7か月児、10か月児健診、2歳児歯科健診の公費負担。	
	妊婦健診受診券交付	住所地での対応不可な場合は、秋田市で健診料を公費負担。	
	母子健康手帳交付	通常の妊娠届け、地震や津波等で紛失した方への再交付。	
	訪問指導、健康教室、育児相談等の母子保健事業		
	幼児健診(集団健診)	1歳6か月児健診、3歳児健診の公費負担。	
	学校相談	学校編入の手続。	
	市営住宅入居	避難世帯を市営住宅へ入居。	
	各種イベントの参加呼びかけ	各種イベントへの参加呼びかけ。	
	各種情報提供	手続きや支援制度の情報提供。	
	個別訪問相談	避難者の世帯を個別訪問し相談対応。	
	米の寄付	JAからの寄付米を1人5kg配布。	
交流と支援のつどい	避難者同士の交流と情報交換を目的に開催。		
山形県	保育料の免除	保育料を無料とした。	
	就学援助	避難児童への学用品等の補助。	被災地の自治体との学童受け入れの調整。
	避難所の設営	被災者の受け入れ。	避難所の場所の確保。避難所への職員の配置。
	保育所入所	一時的な預かりや、継続した保育所への入所。	保育料の減免。
	往診等医療	一次避難所へ往診等医療の提供。	
	健康相談	一次避難所2ヶ所。	
	健康相談	二次避難所3ヶ所。	
	健康相談	来所相談・電話相談。	
	乳幼児健診・予防接種	乳幼児健診・ポリオ予防接種。	
	就学支援	就学に係る物品、経費等の支援。	
	保育所受入支援	入所に係る保育料以外の経費支援。	
	幼稚園就園支援	入園に係る幼稚園保育料の免除、その他経費支援。	
	避難所開設		ニーズの把握 出入りあり、人数把握むずかしい。
	保育料減免	所得等にかかわらず全額免除。	
	家庭訪問		
	交流サークル、サロン		
避難所開設(3ヶ所)			
各種情報を提供	被災地からの連絡や地元の情報を毎週1回郵送している。		
交流会の開催	避難者同志の交流をめざしたもの。		
支度金の給付	生活支援のため、住宅就職、就学入園育児の支度金制度を設け給付した。		
相談窓口の開設	住宅をはじめ生活関連相談窓口対応している。		
毛布の提供	寒さ対策として希望者に提供したもの。		
夏物支援物資配布	夏物衣料支援物資の希望調査と配布。		
交流のひろば	健康相談・情報提供交流の場設置。		
市民バスの無料利用			
情報発送	ダイレクトメールでの情報提供。		
避難所設置			
その他支援	避難元の支援情報の提供。		
就学支援	小学校受け入れ、ランドセル等の支給。		
住宅支援	無償物件の紹介。		
応急住宅借上	家賃の全額補助。H24.2月～		
区域外就学			
市営住宅への入居	家族とともに市営住宅へ入居・家賃免除。		
保育園入園	市の保育園への入園・保育料減免。		
花火大会	宮城県〇〇市の皆さんを当市花火大会へ招待。		
交流サロン開催	福島県から避難している方々との交流会開催。		

別表1. 東日本大震災被災避難者への発災から24年7月までの全国市町村における被災者支援(子ども支援)状況と課題 660市町村

都道府県	サービス名	概要	考慮した内容
茨城県	体験学習	宮城県〇〇小学校の皆さんを当市施設キャンプ場へ招待。	
	避難所お別れ交流会	避難所が解散になるため交流会を開催。	
	一次避難所の運営	市内2か所で最大時550名/日を受入、3月～4月。	
	個別訪問	避難事情や要望・心配事等を聴傾、物質や支援情報の提供、5月～。	
	国家公務員宿舎の提供補助	茨城県が借受け仮設住宅として提供中、5月～。	
	二次避難所の運営補助	市内のホテル等を茨城県が借り上げ提供、4月～10月。	
	避難者交流サロン開催	情報交換・相談・物資提供等の場、毎月開催、7月～。	
	就労の支援	市内の企業に協力を求め、被災者に雇用の場を提供。	
	住宅の提供	住民に住宅の提供の協力を求め、被災者に住宅を提供。	
	避難者応援レセプション	避難者と市内の協力団体、市職員等が一同に会し応援レセプションを開催。	
	市内被災者への住宅提供	市内で自宅が被災した者へ市営住宅を提供する。(最長2年間)。	市内の被災者数及び県外からの避難者数の把握。
	被災者への借上げ 民間賃貸住宅の提供	被災者に対し民間賃貸住宅を借上げ、提供する。(最長2年間)。	市内の被災者数及び県外からの避難者数の把握。
	福島県からの避難者への住宅提供	福島県からの原発事故等による避難者に対し、市営住宅を提供する。(最長2年間)。	市内の被災者数及び県外からの避難者数の把握。
	被災児童等の心の相談窓口	震災を受けられたお子さんの様子についての相談窓口。	
	児童扶養手当現況届に関すること	住居要件に関する申立書交付。	
	健康相談	血圧測定・医師との連携等。(病院への送迎等)。	
	被災者への食事提供	朝昼夜の食事を作り提供する。	
	健康診断	避難者等の健康診断。	
	商品券配布	県基金を利用した避難者支援。	
	避難所対応	24時間避難所への職員の常駐。	避難者の要望とのマッチング。
	保育・教育	転入等の対応。	
	食料、生活用品	食料品、生活用品の提供。	
	生活支度金支給	1人1万円。	
	就学援助	学用品、給食費等の補助。	
各種健診			
小学校就学			
中学校就学			
保育所入所			
予防接種			
群馬県	就学事務手続	学齢児童生徒の転入手続。	4月より暫定的に受入をしたが、正式な受入手続を完了させるまで時間を要した。
	住居の提供	市営住宅等の無料提供。	
	避難所	市営住宅等へ住むまでの避難者の住居として提供。	
	各種情報配布	避難元市町村からの情報を提供。	
	福島民報配布	連日発行された福島民報を各世帯へ配布。	
	夏休みツアーの実施	市内避難者を対象に市内観光やイベント参加ツアーを実施。	
	生活物資の提供	夏季:扇風機・冬季:灯油ストーブ、灯油の提供、米の提供。	
	避難者の一次・二次受入れ	避難所開設・運営、旅館での避難者受入れ。	受入れ体制・避難所運営。
	民間賃貸住宅借上	市内民間賃貸住宅を借上げ、仮設住宅として提供。	借上げる民間賃貸住宅の貸主との調整。
		予防接種・健診等について。	
		就園について(相談手続き等)。	
		健康相談・住宅相談・生活相談。	
	子育て広場開設	被災者向け出張子育て広場を開設。	
	被災者受入れ	旅館による被災者無料受入れ。	
埼玉県	避難者証交付事業	健診や予防接種にかかる費用の一部が無料あるいは減免となる事業。	
	高齢者の介護保険	高齢者の介護保険サービスの調整や健康相談。	
	小中学校への就学支援	小中学校への円滑な就学及び就学援助制度の対応。	
	保育料の減免	原発避難者特例法に基づく特例事務。	
	母子健康サービスの提供	原発避難者特例法に基づく特例事務。	
	予防接種	原発避難者特例法に基づく特例事務。	
	避難者支援金募集	市社会福祉協議会は市と連携のうえ、市内に避難している被災者の安定した避難生活を支援するため、支援金の募金総額が一定額に達した場合に市内に避難され、全国避難者情報システムに登録された方に対し、市内共通商品券を配布する。	
	行政情報の発送	各課の行政情報を取りまとめ、発送する。月1回。	
	民間賃貸住宅借上げ	民間賃貸住宅借上げの家庭訪問。	
	緊急雇用対策事業	学校の臨時職員を雇用する。	
	就学援助事業	給食費や学用品費の一部を援助する制度です。	
	避難者住宅支援	7/1を基準として、市内に避難しており、自己負担のある世帯へ月3万の家賃援助。	
	避難者生活支援	7/1を基準として、市内の避難世帯に対し、5万円の支援金を支給。	
	東日本大震災オール〇〇自立支援ネットワーク	教育支援。	
母子保健事業	乳幼児健診の受診。		
予防接種費用助成	定期・行政措置予防接種費用の助成。		
保育所入所	利用要件を拡大しての受入。		
放課後児童クラブ入室	利用要件、受入枠を拡大しての受入。		
家庭児童相談	家庭における児童の福祉について、相談指導業務。		
避難者宅訪問	情報提供、イベント等案内、お米配布、生活物資等配布。		
認可保育園入所	未就学児の認可保育園の入所に関すること。		

別表1. 東日本大震災被災避難者への発災から24年7月までの全国市町村における被災者支援(子ども支援)状況と課題 660市町村

都道府県	サービス名	概要	苦慮した内容
埼玉県	一時避難等に係る相談、受け入れ	被災地からの一時避難に係る電話・窓口で相談を受けるとともに、希望者の施設への受け入れを実施するもの。	
	被災者向け市営住宅の一時使用	被災地から避難者で希望する方に市営住宅の一時使用を無料で認めるもの。	
	被災地から転入された小中学校の児童生徒に文房具を配布	被災地から市内小中学校に転入された児童生徒に対し埼玉県から支給された文房具を配布するもの。	
	被災地から転入された小中学校の児童生徒の就学援助	被災地から市内小中学校に転入された児童生徒の保護者からの申請を受け、給食費や学用品費等を支給するもの。	
	避難者の健康相談	避難所の避難者に対し保健センター保健師による健康相談を実施するもの。	
	家庭保育室保育料補助	家庭保育室保育料に対し、所得税額に応じて補助金を交付したもの。	
	学籍への配慮	学籍への配慮。	
	日中一時支援	障がい者支援施設にて、放課後及び土曜日の一時預かり。	
	保育園保育料減免	保育園保育料を全額減免するもの(※利用者なし)。	
	避難所提供	農村センター。	
	避難所提供	市営住宅。	
避難所提供	雇用促進住宅(管理が市ではありませんので、サービスを提供していると仮定)2世帯大人8人。		
行政サービス利用支援	町内に避難されている方に、町民と同様の行政サービスを実施。		
児童扶養手当	被災により片親となった世帯へ支給。	避難者は転入者の為、所得証明が必要となるが、申告時期に津波があり、資料が流されたので申告できず、所得証明も出ない為、いまだに現況届が出せず、受給できていない。	
	一時避難所の設置		
	仮住宅の提供	市で借り上げた民間賃貸住宅を無償で提供(入居から3ヶ月)。	
	生活必需品の提供	生活に必要な設備(9点)を仮住宅入居者へ提供(入居から3ヶ月)。	
	教育支援	教育入学手続きや相談。	
	住宅情報	住宅情報提供。	学校の入学手続き。
	水道	水道料金減免。	
	避難所提供	一時避難施設提供及び支援。	
	一時避難所開設	福祉施設にて一時避難所の開設。	一時避難を受け入れた後の対応。
	住宅の無償提供	市民の善意により、無償にて賃貸住宅を貸り受け、被災者に提供した。	限られた部屋数をどの様に提供していくか。
	情報提供	随時、被災者に有用な情報の提供を行っている。	多くの情報提供依頼がある中で全てを被災者に伝えることが、負担になってしまうこと。
千葉県	保育所入所	市内保育所にて受け入れ。	
	保育料の減免	本市及び他市からの受け入れ被災者。	
	保育料無料		
	市営住宅等への入居	被災用として市営住宅等14戸を用意。	
	避難所の開設	スポーツセンター及び少年自然の家において避難者を受け入れた。	
	民間住宅借上	避難者向けの民間賃貸住宅を借り上げた。	
	小学校入学	学用品等、年学費町負担。	
	納涼花火大会	花火大会招待。	
	被災者受入	震災被災者受入施設賃借事業。	
	保育所入所	保育料全額免除。	
	〇〇カードの配布	市内公共施設等を無料で利用できるカードを配布。	
	避難者相談窓口	市内に避難している方の相談窓口。	
	公立幼稚園の授業料等減免	居住する家屋が半壊以上で、授業料・入園料・預かり保育利用料を半額又は全額免除。	
	私立幼稚園就園奨励費補助金加算支給	被災程度などに基づく一定の条件を満たす世帯に補助金を加算支給。	
	認可保育園保育料減免	居住する家屋が半壊以上で、保育料を半額又は全額免除。	
	認証・簡易保育所通園児補助金加算支給	居住する家屋が半壊以上で、補助金を加算支給。	
	臨時子育てすこやか広場	子どもや親同士の触れ合いの場として、幼稚園を開放して遊びの場を提供。	
	妊婦乳児健診関係	健康相談、受診券交付等。	
	避難者の受け入れ	公営住宅の提供。	
	避難所開設	県外避難者受入れ、食事等供給、生活物資支援、帰宅困難者受入れ。	
	保育	保育料の減免措置 措置人数3人。	
	民間賃貸住宅借上	応急仮設住宅として県外からの避難者に住宅を提供。3月～10月は市営住宅で対応(3月～11月6世帯12人)。	
	準要保護の認定	就業に係る費用の補助。	
メール配信サービス	市のメール配信サービス内に被災者専用メールを設け情報を発信。		
支援情報送付	各種手続や催物の案内などを避難者に送付。		
支援団体との連携	避難者支援を行う各団体の事業実施への協力。		
商品券等の贈呈	生活支援を目的に商品券等を贈呈。		
聞き取り調査	電話や訪問等により避難者の実態・要望調査。		
健康相談事業	避難所での定期的な健康相談。		
保育園の受入れ	住民票のない児童の保育の実施。	事務上の取扱い。当初、管外受託として受入れし、1月から市民同様の扱いとした。	
母子保健事業	個別に妊婦・乳児健診受診票発行、幼児健診の実施。		
予防接種事業	個別に予防接種を実施。		
応急仮設住宅	民間賃貸住宅の応急仮設住宅化。		

別表1. 東日本大震災被災避難者への発災から24年7月までの全国市町村における被災者支援(子ども支援)状況と課題 660 市町村

都道府県	サービス名	概要	苦慮した内容	
	生活相談	生活の相談。住まいの相談。学校への転入等。		
	見舞金支給	1世帯10万円、個人5万円。		
	住宅支援	住宅の斡旋、住宅費の助成。		
	小学校入学			
	中学校入学			
	保育所入所			
	ミニバスツアー	市内の名所を巡る(ボランティアガイド同行)。		
	応援カードを配布	市内の一部施設を無料利用などの特典付カードの配布。		
	〇〇アルバム配布	市内の魅力を紹介(暮らしに役立てて)。		
	被災者交流会	郷土料理でおもてなし。		
	避難所開設	市内公共施設(体育館、研修施設)を避難所として開設。		
	民間賃貸住宅借上事業	民間賃貸住宅を市が借上避難者へ提供。	基準の作成、災害救助法適用の確認作業。	
	就学支援事業	交付金を活用し、給食費、学用品費の支援を行う。		
	保育所保育料の免除	被災の程度に応じて保育料の免除を行う。適用期間H23. 4月～H24. 3月。		
母子保健指導	妊産婦、乳幼児への保健指導を行う。			
予防接種事業	日本脳炎、ポリオ等の予防接種を行う。			
幼稚園保育料の免除	被災の程度に応じて保育料の免除を行う。適用期間H23. 4月～H24. 3月。			
千葉県	一時避難所の設置	一時避難所を設置し、県外避難者を受け入れた。	市職員が日替りで交代するため、責任者が誰なのか分かりづらい。	
	税の減免・給付・資金貸付・助成制度	市内で被災された方を対象に、市税等の減免制度・給付制度・貸付制度等を実施した。		
	総合相談窓口の開設	市内に一時避難している人を対象に相談窓口を開設した。		
	避難者及び被災地への支援	被災地への人的支援・物的支援を行った。		
	学用品等給付	市内に避難している幼・小・中・高生の学用品・教材費・制服給付。		
	給食費免除	避難児童について給食費を免除。		
	避難施設受入れ	避難施設を開設し、2世帯8名に炊き出し、生活用品給付。		
	保健師の訪問	避難者宅へ個別訪問し健康状態・生活全般聞き取り。		
	一時的避難所の開設	浴室を備えた福祉施設を避難所として提供。		
	一時的避難所の開設	集団宿泊教育施設を避難所として提供。		
	食事の提供	赤十字奉仕団による食事の配給。		
	日用品の買い出し支援	福祉施設送迎バスでショッピングセンターへの買い出しの足を確保。		
	東京都	コミュニティバス	コミュニティバスの乗車料金の免除。	
		ごみ袋	有料ごみ袋の無料配布。	
水道・下水道		水道料金と下水道料金の減免。		
体育施設		個人使用料の免除。		
乳幼児短期保護事業等		保護者の費用負担免除。		
キッズコーナー		避難所に保育士を派遣し、子どもの遊びを支援した。また一時保育を行った。	・職員の手配(緊急に保育士を派遣すること)。・保護者(精神面不安定な)の相談への対応。	
ひろば				
一時預り				
居住環境の確保		区保養施設への避難者受入。	避難所としての受入体制の整備・運営、避難元自治体職員との現場レベルの相互連絡体制の構築。	
住宅提供		公営住宅等の提供。	期間(6ヵ月)経過後の住宅確保確認。赤十字による家電品提供の被災者の対応の相談(該当・非該当)。	
生活物資提供		住宅提供を受けた世帯を対象に生活物資提供。		
保健福祉サービス		全ての保健福祉サービスを区民として提供。		
保健福祉相談		保健福祉に関する相談、ニーズ把握。		
こどもクラブ(学童保育所)への入会		小学校1から3年生の放課後の家庭に変わる居場所の提供		
区立小・中学校転入学		被災により転入してきた児童及び生徒の区立小・中学校への入学		
区立幼稚園への入園		被災により転入してきた幼児(3から5歳児)の区立幼稚園への入園		
設定こども園(短時間保育)への入園		被災により転入してきた幼児(3から5歳児)の区内の認定こども園(短時間保育)への入園		
保育園への入園		保育者が昼間、仕事等により保育ができない場合の区立保育園への入園		
保育園入所		被災者児童の保育園受入れ。		
学用品		事業としてではなく、職員より学用品をつのり、それを避難中の児童に配布した。残りは被災地へ寄付した。		
市立小中学校への就学受け入れ		市内に避難し居住している小中学生を市立学校に就学させる。(手続の簡略化)。		
就学援助		避難児童・生徒の保護者に対し、給食費等を援助(既存制度の中で実施)。		
保育園での緊急一時保育		無料で利用できる。		
保育園の入園		市民と同じ条件で入園できる。		
義援金募集活動			人集め。	
市民ボランティア派遣		被災地へ市民ボランティア派遣。	人集め、資金調達。	
職員派遣	被災地支援のため、職員を派遣。	通常業務との兼ね合い。		
市災害支援ボランティアの設置	都内スタジアム内に設置し、支援物資や炊きだし等の受付を行った。	ボランティア活動のマッチング。		
避難者受入れ	都内スタジアムにて福島原子力発電事故による避難者等を緊急受入れ。	ニーズ調査の難しさ。		
被災児童の受け入れ(スクールカウンセラー)	小学校への被災児童の受け入れ(スクールカウンセラー)。			

別表1. 東日本大震災被災避難者への発災から24年7月までの全国市町村における被災者支援(子ども支援)状況と課題 660市町村

都道府県	サービス名	概要	苦慮した内容
東京都	健康・生活面の相談受付、サービス案内		
	個別相談		
	保育サービス		
	保育園申請手伝い		
	保健師の紹介		
	学童保育所への入所受付	個別に対応。	
	市立小中学校への児童生徒の受け入れ	教科書を就学校において無償でお渡しするとともに、学用品費・給食費などの就学援助費の申請も受け付け。(課税証明等は不要)。被災に伴う児童生徒の健康相談についても、就学校の保健室で対応。	
	児童・生徒の心のケア	震災に伴う児童生徒の心のケアを行う。	
	保育園の入園受付	市への転入をしていなくても、市民と同様に申し込みの受付を行える場合がある。(24年3月末まで)。	
	幼稚園の入園相談	市が受付窓口となり、幼稚園協会に依頼して受入園の調整を行うとともに、状況によっては入園料等の減免の依頼を行う。	
	被災者の受入	住居の提供、交通費の支援など。	就労斡旋・住宅の確保。
	「サポートカード」の発行	市内で生活する被災者、避難者の方に発行。カード提示により各種サービス等が受けられる。	
	健診、予防接種・子どもにかかる手当について	避難されている方について、乳幼児健診や予防接種が受けられる。また、子ども手当等の相談が受けられる。	
	子育てに関する相談の実施	おもに子ども家庭支援センターや教育相談において、子育てや子どもの心のケアについて、相談に応じている。	
	市公共施設の利用料免除	「サポートカード」の提示により利用料が免除となる。	
	保育園、学童クラブの入所	「サポートカード」の提示により、入所申請ができる。	
	保育所入所	広域扱いでの入所。	
	就学援助の案内	住民票要件、収入要件を満たさずとも就学援助を受給できるようにした。	
	転学への配慮	住民票を移さずとも福生の学校に転入できるようにした。	
	エアコンの設置	区が無償提供した住宅でエアコン未設置の住宅に設置。	
	公的住宅の無償提供	区内の公的賃貸住宅(3戸)を無償で提供した。	
	職員住宅の無償提供	区の職員住宅(5戸)を無償で提供した。	
	生活必要物品の提供	当面、生活に必要な物品(冷蔵庫・寝具・テレビ等)の提供←区が無償提供した住宅のみ。	
	民間住宅の無償提供	無償提供の民間住宅(2戸)を無償で提供した。	
	保育園の入園について	保育園の申し込みに関すること。	年度途中の申請のため、保育園に当初空きがなかったこと。
	避難者支援バスの発行	町内の施設を使いやすく。	
	避難者サポートニュース	月2回、避難者向けに様々な情報を提供、イベント無料招待等。	
自転車貸出し制度	1世帯に1台の貸出し。		
就学援助費・私立幼稚園補助金交付	小中学校に在籍する家庭に、学用品費・給食費、校外活動、修学旅行参加費等支給。		
水道下水道使用料の減免	市内で水を使っていた期間、減免される。		
避難者登録制度	避難者の把握と情報提供。生活用品セット、有料ゴミ袋、避難者サポートニュースの提供。登録者には市民と同様のサービスを提供。		
神奈川県	一時保育保育料免除	避難所に近い公立保育所の一時保育保育料免除(該当3人)。	
	入園・入学手続き	幼稚園・小中学校への転校手続き。	
	区域外入園・入学	区域外入園・入学の許可。	
	市営住宅入居者家賃・水道料免除	市営住宅入居者の家賃・水道料免除。	
	就学援助	小・中学校等へ通学させるための学用品代や給食費等の援助。	
	就学支援	国の被災児童生徒就学支援等特例交付金事業を利用した支援。	
	仮設住宅開設	8/21～公営住宅等を利用した仮設住宅を開設。	
	市民義援金受付	日赤義援金とは、別に「市民義援金」を受付。	
	避難所開設	3/22～9/1避難所を開設。	当初避難者数の把握。避難所運営方針の決定。
	物資及び人的支援	被災地へ物資支援及び職員派遣。	
新潟県	民泊受入	3/15～3/27避難所ではなく、民宿で被災者受入。	当初避難者数の把握。
	被災者見守り支援事業	市内の避難者宅を訪問し、被災及び避難に関する必要な情報の提供。生活状況・健康状態・今後の見込み等の把握(必要な支援サービス・サポート)への結びつけを行う。	
	個別相談	随時、新規、移動(〇〇市へ)者への訪問、TELによる個別相談状況確認二重の把握。	
	心の相談会	臨床心理士が避難所や保育所等を巡回し、相談をうける。	周知を図ってもなかなか参加者の増加がない。
	保育所無料受入れ	保育所、園、公立幼稚園へ入所の際、保育料の補助(無料)。	
	予防接種等相談会	避難所をまわり、予防接種等のうけ方や請求の手続きの相談。	周知を図ってもなかなか参加者の増加がない。
	避難所開設		
	1歳6ヶ月健診	避難者の中に該当月齢の幼児がいたため町の健診を受けていただいた。	
	健康相談	避難所に保健師、看護師が訪問し、健康チェック、健康相談を実施。	
	乳児健診	避難者の中に該当月齢の乳児がいたため町の健診を受けていただいた。	
	妊婦健診受診券交付	避難者の中に妊婦さんがいたため、健診の受診券を交付。	
	妊婦・乳幼児の健診・相談事業	妊婦・乳幼児健診、赤ちゃん相談、家庭訪問。	
予防接種事業	定期予防接種についての相談・依頼。		
2次避難所の運営	アパート借上等。		
生活支援	避難者カードを配布して、コミュニティバスと入浴施設を無料提供。就労支援や就学支援。		

別表1. 東日本大震災被災避難者への発災から24年7月までの全国市町村における被災者支援(子ども支援)状況と課題 660市町村

都道府県	サービス名	概要	苦慮した内容
新潟県	避難所の異常	3施設で開設。避難者名簿の作成、食事の手配管理担当の配置。保健師による健康チェック。	
	福島県ふるさとセンターの開設	避難者8名を採用して立ち上げ、役割は情報収集と提供、相談業務、交流企画の実施、食事、救援物資の配布。	
	学校受入れ	4月から学用品費、給食費、スキー用具、全額市負担。	
	子ども医療費助成事業	0才～小学6年生まで助成(保険適用分)窓口支払なし。	
	妊産婦医療費助成事業	母子手帳交付を受けている妊産婦の医療費助成(保険適用分)窓口支払なし。	
	保育園受入れ	1か月間、保育料無料。	
	一時保育と保育園の遊びの場提供	障害児への対応。	ADHDの児童を集団生活させたいとの親の願いと保育園現場の調整。
	広域入所	自主避難者へ対応。	自主避難の為、住所地では広域入所を認めなかった。
	広域入所の受託	保育園現場の調整。	市町村と連絡がとれなかった。
	コミュニティーセンター	被災者への情報提供や語らいのスペース提供など。	
	雇用	コミュニティーセンターでの勤務。	
	交流会	被災者同士の交流会を月に1～2回開いている。	
	浴場無料利用	町営浴場の無料利用。	
旅館受入	被災者を旅館等で受入。	旅館等の受入先の調整。	
富山県	保育園保育料等の減免	被災した児童の保育園保育料の金額免除。	
	スクールカウンセラー配置	既設のスクールカウンセラーが重点的にケアにあたった。	
	寄付の募集	ズック、学校用品、自転車など、企業や個人から寄付をもらった。	
	就学援助		
	一時預かり保育料免除		支援基準をどうするか。
	延長保育料免除		支援基準をどうするか。
	保育料免除		支援基準をどうするか。
	幼稚園給食費免除		支援基準をどうするか。
	幼稚園授業料免除		支援基準をどうするか。
	子育て支援施設案内	未就学児の子育て支援として子育て支援センター等の案内「子育て支援ガイドブック」を提供した。	
	市営住宅の一時入居	家賃無償。	
	就学援助	就学援助の認定及び学用品・学校給食費等の支給について可能な限り速やかに弾力的に行った。	
	小、中学校への受入れ	通常の転学手続に必要な書類が揃わない場合でも、就学を希望する被災児童生徒について可能な限り速やかに受入れを行った。	
石川県	保育園入所相談	被災者宅(市営住宅)へ訪問し、入所案内・相談実施。	
	援学援助費(被災児童生徒就学援助事業)	準要保護生徒として学用品等校外活動費給食費等を支給した。ただし、支給対象者は1名(1ヵ月だけ市に在住していた中学生1名)のみ。	
	被災児童、生徒に対する就学援助費の支給	被災により、経済的理由によって就学困難となった児童・生徒の保護者に対し、学用品費、給食費等を給与する。	
	災害支援電話総合窓口の開設	被災者等からの相談に対応。	
	市営住宅の提供	避難されてきた方への市営住宅の提供。	
	支援募金	支援募金を受け付け配分。	
	支援募金の活用	各種支援イベントを開催したり、被災地からの一時避難を受け入れた。	
	生活の手引き	各種支援情報を記載した生活の手引きを配布。	
	健康等相談事業	保健師による健康チェック、健康相談など。	
	就学支援	・就学援助(4月～11月)教科書・学用品・給食費などの支給。・通学費補助(4月～7月)バス定期券購入費全額補助。	
	住宅の貸与・紹介	町営住宅・雇用促進住宅の貸与、空き家紹介。	
	生活支援	上水道開栓手数料・ゴミ処理・ケーブルテレビ加入の無料減免、緊急物資支給など。	
	赤ちゃん訪問、乳幼児健診	赤ちゃん訪問(4月)4ヵ月児健診前の児がいる家庭を訪問し、体重測定や保健指導などを行う。乳幼児健診(5月)4ヵ月児・1歳6ヵ月児健診の実施、BCG予防接種。	
健康診査	チケット検診(妊産婦乳児)・歯つらつ妊婦検診・乳幼児検診・結核検診。		
健康相談 健康教室	乳幼児相談・こころの相談・妊婦等健康教室・各種介護予防教室。		
市民と同等の扱いで自己負担のあるもの	むし歯予防健診、特定健診、保健指導、がん検診7種類。		
世帯訪問	福祉課職員と保健師の2人体制で訪問し相談を受けた。		
定期予防接種	BCG、ポリオ、三種混合、麻疹及び風しん、日本脳炎その他相談可。		
公共銭湯回数券	20回分。		
避難者支援金	一家族10万円。	いつまでの受け入れ者を対象とするか…H24. 3. 31とした。	
福井県	予防接種	被災自治体で受けるべき予防接種の代行。	
	火災警報器の設置	2件。	
	公営住宅家賃免除	免除1年、1件。	
	上下水道料金免除	3件。	
	町営入浴施設料金免除	10世帯27人。	
	東日本大震災被災者見舞金等支給	被災者に対する見舞金の支給。	
	一時預かり保育		
保育所入所			
就学支援	学用品、通学用品、新入学児童学用品、校外学習費、修学旅行費、学校給食		

別表1. 東日本大震災被災避難者への発災から24年7月までの全国市町村における被災者支援(子ども支援)状況と課題 660市町村

都道府県	サービス名	概要	苦慮した内容
福井県	もちつき会	費(4月にさかのぼって実施)。 もちつき会を実施。郷土料理でおもてなし。被災者同士や日赤奉仕団員との交流をもらう。アトラクションを見て、野菜、商品券、チケットを差し上げている。	
	児童インフルエンザ予防接種費助成	インフルエンザワクチン予防接種に対してその経費の一部(1回あたり1000円)助成。小学生までの児童・年2回まで、中学校の児童・年1回。	市内の病院で市内の児童が接種すればその場で1000円さしひかれるが、市内に住所を移していないため、申請をしてもらわなければいけないのだが、接種時に市内の住所を記入し、二重申請をすることが考えられる。
	東日本大震災被災者居住環境改善助成	平成23年(2011年)東日本大震災にかかる災害救助法の適用を受けた地域(ただし、東京都を除く)に住所を有する、又は有していた者で、地震、津波、原子力災害等を理由に、住民票の異動の有無にかかわらず、市に移住し、3か月以上の滞が見込みのある世帯の代表者に対し、給湯器、網戸、除湿機、エアコン、除雪用具等居住環境の改善にかかる経費の助成金(7万円を限度)を支給する。	
	東日本大震災被災者緊急一時宿泊等事業	平成23年(2011年)東日本大震災にかかる災害救助法の適用を受けた地域(ただし、東京都を除く)に住所を有する、又は有していた者で、地震、津波、原子力災害等を理由に、住民票の異動の有無にかかわらず、市に移住し、1か月以上の滞が見込みのある者に対し、緊急かつ一時的に必要な場合、宿泊場所と食事を最長5日間無償で提供する。	
	東日本大震災被災者災害見舞金	平成23年(2011年)東日本大震災にかかる災害救助法の適用を受けた地域(ただし、東京都を除く)に住所を有する、又は有していた者で、地震、津波、原子力災害等を理由に、住民票の異動の有無にかかわらず、市に移住し、1か月以上の滞が見込みのある者を対象に、1人につき1万円の見舞金を世帯単位で支給する。さらに、同対象者で、申請時において高等学校又は高等専門学校在学中の者については、上記見舞金のほか就学支援にかかる見舞金として、1人につき3万円を支給する。	
	公営住宅の家賃・敷金免除		
	上下水道料免除		
	避難児童の給食費免除		
	保育料減免 幼稚園使用料免除		
	災害見舞金支給		
	市営住宅の提供		
	就学支援		
	上下水道料金の減免		
	幼稚園入園料・保育園保育料援助		
	コミュニティバス等無料乗車	被災者に対し、コミュニティバス・周遊バスの無料乗車を行う。	
	公衆浴場の無料開放	公衆浴場の無料開放、無料入浴券の配布。	
	災害見舞金・入園支援 見舞金の支給	被災世帯・園児に対し、見舞金を支給する。	
	市営住宅、家賃無償、民間住宅の提供	被災者に対し、市営住宅等を無償提供する。	
	予防接種、健康診断の補助・減免	各種予防接種、健康診断の補助・減免。	
	見舞金	災害見舞金の支給	
住宅	市営住宅への入居支援		
情報登録	市内に非難した方の所在情報を登録		
申告・納税	市税(個人)の納期限等の延長		
物資	義援物資の提供		
一時預かり保育	一時預かり保育の実施。利用料免除。		
被災児童生徒援助	学期末毎に援助費支払い。		
山梨県	小中学校への転入学		
	就学援助費の支給		
	教科書の無償給与		
	保育料の減免		
	学童保育料免除	放課後児童健全育成事業。	
	就学援助費	小中学生への援助費。	
	保育料免除	保育料全額免除。	
		育児教室。	
学用品等購入費補助通学用品	小中学生の児童を養育する保護者に対して一定金額を支給。	県補助事業を活用したかったが、罹災証明が整わず町の単費で実施。	
給食費・校外活動費補助	児童の保護者が負担すべき費用分を公費で負担。		
保育所入所	未就学児の保育。	必要書類を被災市町から入手困難で、児童を保育所で受け入れ後、完了するまで時間がかかった。	
長野県	就学援助		
	保育園入所		
	2ヵ月児訪問	こんにちは赤ちゃん事業。	
	乳幼児健診		
	子育て支援事業	子育て支援センターの利用及びサークル活動への参加。	全ての事業を通じ、被災者の本意に添った事業となっているか？
住宅支援事業	国(林野庁)所有宿舍の借用及び住宅修繕。	全ての事業を通じ、被災者の本意に添った事業となっているか？	

都道府県	サービス名	概要	苦慮した内容
長野県	交流事業	信州〇〇子どもキャンプへの参加。	全ての事業を通じ、被災者の本意に添った事業となっているか？
	物資受付搬入	村内からの物資の受付及び被災者宅搬入。	全ての事業を通じ、被災者の本意に添った事業となっているか？
	保健指導事業	保健師訪問。健康指導。	全ての事業を通じ、被災者の本意に添った事業となっているか？
	被災者支援事業	学用品、学校徴収金を公費負担とした。	
	就学援助	経済的な就学に要する経費への援助。	
	子育て支援	子育て家庭優待パスポートの発行12月～。	
	避難所の開設	一次・二次避難所の開設。	
	保育所入所	保育料の減免。	
	ごみ処理手数料の減免	家庭用ごみ袋(有料)の配布(入居日からH25. 3. 31までの間)。※ごみ指定袋1年分1セット現物支給。	
	し尿処理手数料の減免	し尿処理手数料(入居日からH25. 3. 31までの間)。	
	市営住宅家賃の減免	家賃全額免除(入居日からH25. 3. 31までの間)。	
	支援物資の提供	市民からの支援物資、家電(洗濯機、冷蔵庫、電子レンジ)、自転車(H23. 8. 31をもって終了)。	
	上下水道料金の減免	水道開栓手数料、水道料金、下水道使用料の減免(入居日からH25. 3. 31までの間)。	
	健康診断	妊婦一般健康診査及び予防接種の実施。	
	国保税の減免		
	岐阜県	就職雇用	緊急雇用1名短期就労。
避難者との懇談会		生活で困っていることなどについてお話を伺う。	
物資提供		ストーブ2台、冷蔵庫1台、電子レンジ1台。	
保育サービス		4歳児1名入所。	
保育料の免除		保育園に入園した児童に係る保育料を免除した。	
義援金箱を設置		公共施設6か所に義援金箱を設置。	
救助隊派遣		郡広域連合から被災地(福島県〇〇郡〇〇町)へ救助隊派遣。	
支援物資受付窓口を開設		公共施設3か所に食料品及び生活用品の受付窓口を設置。	
町保健師を被災地へ派遣		岩手県〇〇市へ町保健師を派遣し、被災した方の健康相談等に従事。	
防災備蓄品を支援		飲料水1500本、ブルーシート150枚、アルファ米1500食。	
学用品・給食費等援助		経済的な理由から就学させることが困難な場合に援助をする。	
市営住宅無償提供		市営住宅の提供及び家賃・敷金の免除。	
生活保護相談受付		生活保護の相談を受け付ける。	
乳幼児健診		市民健康センター等により各年齢の健康診断を実施します。	
被災児童の受け入れ		市立小中学校、高校、及び特別学校による児童受け入れ。	
静岡県		保育	
	夏期の電力需給対策に応じた休日保育特別事業	企業の就業時間等の変更に対応した休日保育の実施。	利用者ニーズの把握と実施体制の確保
	夏期の電力需給対策に応じた留守家庭児童教室	企業の就業時間等の変更に対応した休日の留守家庭児童教室の開室。	利用者ニーズの把握と実施体制の確保
	光熱水費支援	光熱水費を市が負担(入居してから6ヶ月以内)。	
	住宅支援	市営住宅等を無償提供(入居～1年以内)。	
	生活物資支援	電化製品など、生活必需品を提供(入居時及び随時)。	
	赤ちゃん訪問		
	予防接種	三種混合。	
	市営住宅の無償提供	市内にある3か所の住宅を無料で貸出。	住宅の水道が凍りついて修理に費用がかかった。
	静岡県	避難者交流会	情報交換、施設見学など 6世帯16人参加。
避難者交流会		施設見学、昼食、情報交換など 3世帯9人参加。	
意見交換会の実施		避難者、福島県災害対策本部との意見交換会の実施。	
相談窓口の設置		4/1～4/30 東日本大震災関係専門相談員を設置。	
避難交流会の実施		避難者を町営温泉会館に招待し、交流会を実施。	
生活保護受給		雇用促進住宅に居住しつつ、生保受給。	
特別養護老人ホーム入所			
国保税等の減免		国民健康保険税・後期高齢者保険料減免。	
市営住宅等への受入		市営住宅等への無償の住宅提供。	市営住宅の不足と希望とのミスマッチ。
就職先の紹介		被災者の優先の雇用を申し出た事業所を紹介。	
窓口負担の免除		国保窓口一部負担金の免除。	
民間賃貸等の受入		民間賃貸住宅の情報の提供。	住宅に対する被災者の希望とのミスマッチ。
各種乳幼児健診		1歳6か月児・3歳児等の各種乳幼児健診相談の実施。	
乳児健診		4か月・10か月乳児健診受診券の交付。	
妊婦健康診査		妊婦健康診査受診券の交付、母子手帳の交付。	
予防接種		被災地から一時避難してきた子どもの予防接種を実施。	
被災者見舞金	市内への転入者、一時的居住者に見舞金を支給。		
被災者支援金	避難者を受け入れる宿泊施設に支援金を支給。		
被災地からの文書の送付	被災地自治体からの文書を避難先への配送。		
福島の地方新聞配置	地方新聞を市庁舎にて閲覧できるようにしている。		
市営住宅の提供	仮設住宅への入居要件を満たす世帯(福島からの避難世帯については希望する世帯)に対し、市営住宅を提供。		

別表1. 東日本大震災被災避難者への発災から24年7月までの全国市町村における被災者支援(子ども支援)状況と課題 660 市町村

都道府県	サービス名	概要	苦慮した内容
静岡県	生活必需品支援制度	被災世帯に対し、生活必需品、家電製品、学用品を支給。	対象を罹災証明、被災証明を持つ世帯としたため、自主避難の世帯に理解していただくまで時間を要した。
	日赤家電給付	日赤家電給付申請を行った。	
	国民健康保険税免除		
	保育料免除		
愛知県	緊急雇用	市の臨時職員として雇用。	
	見守り活動	市職員(保健師含む)が定期的に家庭訪問。	
	市行事への招待	コンサートチケットなどを配布し、招待。	
	生活用品の配布	市職員から提供を受けた生活用品を配布。	
	別紙、参照		
	保育料免除	保育料の免除。	
	介護保険		
	子ども手当		
	小学校転入学		
	保育園受入		
	予防接種		
	医療マップ	医者を紹介。	
	支援グッズ	生活に必要な物品。	
	生活必需品	洗濯機取り付け。	
	小学校への受入		
	中学校への受入		
	保育所入所		
	保育所入所	住所移転を伴わない児童へ保育所入所。	
	高齢者福祉	介護保険【福祉課】	
	国民健康保険・後期高齢者医療・国民年金	国民健康保険【保険医療課・税務課】	
	子育て・ひとり親	子育て・ひとり親家庭に関する相談【子育て支援課】	
	障がい福祉	障がい福祉サービス・自立支援医療【福祉課】	
	生活支援	生活保護につきましては、福祉課へご相談ください。	
	義援金箱設置	正面玄関に設置、募金を実施。	
	支援物資収集業務	個人、企業等から保存食などを受付、被災地へ送付。	
	職員派遣	宮城県〇〇市へ職員2名を派遣。	
	避難者に対する生活支援	住民から避難者へ提供可能な物資を登録してもらい、避難者が登録リストから必要なものを選び提供を受けることができる。	
避難者の見守り活動	月に1回程度、職員が避難者宅へ訪問。		
各種手続き	被災者受入登録、転入学、入所、減免、母子手帳など。		
物品、義援金支給	支援物資、義援金申請。		
小・中学校への転校	制服等は購入してもらわず、小・中学校にある物を貸した。		
幼稚園・保育園への入園	制服等は購入してもらわず、園にある物を貸した。		
三重県	区域外就学	居所と住民登録が異なる場合居所の学校への就学手続。	
	就学援助制度	学用品費等学校に納入した費用の一部を市が援助。	
	市営住宅の無料提供	提供戸数 7戸、家賃・敷金無料 使用期間1年以内。	
	児童生徒・園児の受け入れ	小中学校教科書の無償配布 幼稚園保育料の免除 保育所保育料の免除(12ヵ月)。	
	震災孤児等の受け入れ	児童福祉施設への入所。	
	水道料金の減免	水道料金・開栓手数料100%減免、減免期間1年。	
	生活支援金の貸付	入居時費用 15万円以内 生活費用 大人 10万円/人 子ども 5万円/人	
	市営住宅等一時使用許可	被災された方への市営住宅等の提供。	
	ハウズドナーバンク	市民の空き屋等を提供してもらう情報交流サイト。	
	市営住宅の無料提供	無料で住居を提供する。	
	市立幼稚園保育料の減免	被災園児について、幼稚園保育料の全額減免を行う。	
	就学援助費の支給	被災児童生徒について、転入後の学業をスタートするのに必要な学用品費を支給する。	
保育所入所及び相談	保育園保育料の全額減免を行う。		
滋賀県	相談支援	健康面、生活面での相談。	
	情報提供	県内の避難者向け広報紙、催しの案内等。	
京都府	義援金・支援物資の受付	公共施設に義援金箱を設置、義援金は日本赤十字社へ届ける。	
	災害見舞金の給付	被災地から転入した方に1世帯1万円を給付。	被災者の把握(届出がないとわからない)。
	児童生徒の転入学、就学援助	被災児童の転入学受入れ、就学援助・相談など。	
	上下水道料金の減免	被災地から転入した世帯の水道料金、下水道使用料を減免。	被災者の把握(届出がないとわからない)。
	被災地給水支援・職員派遣	被災地での給水活動、保健師などの職員の派遣。	
	国民健康保険税の減免		
	市営住宅の提供	1年間家賃無償。	福島県から放射能による避難者の内、30km外、住居が健在である場合、市営住宅の入居規定から外れるため、住居探しに苦慮した。
	児童・生徒の受入支援	教科書の無償給付、幼稚園・保育所の保育料免除等。	
東日本大震災被災者見舞金	被災地から避難し、市内に居住となった世帯に10万円(1世帯)支給。		
民間住宅の紹介			

別表1. 東日本大震災被災避難者への発災から24年7月までの全国市町村における被災者支援(子ども支援)状況と課題 660市町村

都道府県	サービス名	概要	苦慮した内容
大阪府	一時保育		
	園庭開放		
	広域保育		被災地市町村との連携。
	予防接種		
	子育てプラザでの一時預り支援	被災児童及び保護者の精神的負担を因るため就学前の乳幼児を一日、及び半日、預る。	指定地域以外(東京)からの問い合わせに応じることができなかった。
	保育所入所支援	被災児童及び世帯の生活再建のための緊急支援による受入れ。	要綱改正までしていないので、入所期間の制限等あり、対応しきれないところがあった。
	就園助成事業	保育用品費・給食費等を援助する。	
	就学援助事業	学用品費・給食費等を援助する。	
	ファミサポ利用	第2子出産時の、上の子の保育所送迎→利用せず。	
	印鑑登録証等の手数料	印鑑登録証、住基カードの交付手数料は無料。	
	催告書発送について	当分の間、催告書の発送を控える。	
	税金の納付相談について	納付期限の延長、分納による納付相談。	
	徴収の猶予	当分の間、徴収を猶予する。	
	督促状発送について	当分の間、督促状の発送を控える。	遡及認定、遡及支給対応。多言語情報を提供していることを日本語のみでしか発信できていないために、うまく周知できないている。
	1歳6か月児健診	1歳6か月児健診。	
	4か月児健診・BCG接種	4か月健診・BCG接種。	
乳児後期健診	10ヶ月ごろに受診。		
妊婦健康診査・乳児一般健診	妊婦健診と出生した子どもの健診。		
放課後児童室への入室		奨学金について対象となる高校生の把握に苦慮した。	
兵庫県	空家バンク事業	民間の空家情報を被災者に提供する。	
	被害者見舞金支給事業	被災者で本市に転入された方一世帯10万円、単身5万円支給する。	
	被災者支援賃貸住宅家賃軽減補助事業	12ヶ月分を月額最高1万円を補助する。(転入者)	
	市立幼稚園入園料保育料の減免	経済的な理由によって保育料の納付が困難な場合、減免。	
	就学援助制度	経済的な理由によって就学させることが困難な保護者に学用品費や給食費などの経費の一部を援助。	
	市営住宅の提供	震災の被災世帯に対し、市営住宅を提供。	
	就園等支援金の支給	震災により本市の幼稚園又は保育所に入園(所)した園児のいる世帯に支援金を支給。	
	被災世帯生活支援金	被災世帯の生活の一助として生活支援金を支給する。	
	保育所一時預かり事業		
	市営住宅の一時入居	被災者の優先入居、敷金・使用料の免除。	
	就学援助		
	保育所利用料の減免		
	幼稚園利用料の減免	半額免除。	
	臨時職員の募集	被災者の就労場の提供。	
	透析患者の受け入れ	透析医会と協力し、透析患者の宿泊施設を提供、心のケアを実施。	宿泊施設を確保したものの活用が少なかつた。
	避難者交流会	社協により、交流会を開催。	
	避難者状況調査及び健康相談	避難者登録制度に登録された世帯を保健師が訪問し、生活、健康に関する相談に継続して応じる。	若年単身者との連絡がとりにくい。
	保健指導	養育に関する支援、保健指導。	
	訪問指導	養育に関する支援。	
	国民健康保険一部負担金の減免	被災地域からの転入者で被災した国民健康保険加入者の国民健康保険税一部負担金を減免する。	
	国民健康保険税の減免	被災地域からの転入者で被災した国民健康保険加入者の国民健康保険税を減免する。	
	受入避難者見舞金の支給	市内に避難して来た世帯に18歳未満の児童がいる場合、または、児童のみ避難して来た場合に見舞金を支給する。	
	被災者の市営住宅受け入れ	東日本大震災で被災し、住宅が全半壊となった世帯及び国の指定する原発避難区域に居住していた世帯を受け入れた。10月から原発による自主避難者(福島県内で被災し、18歳以下の子を養育する世帯)を受け入れ対象として追加した。	
	被災入居者向け物品提供受付	サービス1で受け入れた被災者向けに家電製品や布団等の生活物品を市民等に呼びかけて提供情報を受付し、被災入居者の希望を確認しながら随時提供を行った。	
	住居の提供	特定公共賃貸住宅を被災者受入住宅として用意。	
	給食費免除	1ヵ月分の免除。	
	公営住宅使用料等免除	公営住宅退去時期まで(最長2年)。	
	上下水道料金免除	1ヵ月分の免除。	
	生活一時支援金支給	一対象世帯につき5万円支給及び加算支援金2万/1人(10万円限度)。	
	国民健康保険税の減免	6ヵ月間を限度に国民健康保険税を全額減免。	
市営住宅の提供	家賃、敷金の免除、入居期間最大2年間。		
就学援助等の弾力運用	申請手続の簡略化。		
避難者支援金	1世帯当たり10万円(単身者は5万円)実績3世帯。		
保育園・幼稚園保育料減免	6ヵ月間を限度に保育料を全額減免。		
市営住宅の提供	半壊以上もしくは原発における警戒区域等の被災者に対し、市営住宅を提供。		

別表1. 東日本大震災被災避難者への発災から24年7月までの全国市町村における被災者支援(子ども支援)状況と課題 660市町村

都道府県	サービス名	概要	苦慮した内容
	生活支援金の支給	公営住宅もしくは、無償での借家に住む被災者に対し、生活支援金を支給。	
	総合相談窓口の設置	市に避難されてきた被災者を把握し、生活に必要な情報を提供する。	
	保育の実施	保育に欠ける児童に対し、保育を実施する。	
奈良県	給食費免除		
和歌山県	公立幼稚園保育料・入園料減免	保育料・入園料の減免→全額減免入園料のみ減免。	
	就学援助	市が定めた要綱に準じた援助。	
	情報シートの送付	文書にて、状況把握のため避難先の住所・連絡先・困りごとや不安などについてたずね、訪問希望の有無を確認(返送日にて)。	
	電話での情報提供	①児の血液型を調べたいとのことで医療機関紹介。②予防接種の受け方等について説明。	
鳥取県	生活支援	生活費支援、住宅支援、上下水道使用料助成。ゴミ袋提供、生活用品などの貸与。	
島根県	公営住宅家賃免除	入居から1年間家賃を免除。	
	生活支援金	25000円/月を12月支給(計300千円)。	
	中学生の就学支援	就学支援金の支給、給食費の1年間免除。	
	家賃免除		
	給食費・保育料免除		
	生活支援金の支給		
	〇〇パスポート	市で発行する証明手数料やバス運賃、観施設及び入浴施設入場料等の無料化。	受診予定医療機関への周知依頼。
	救援総合窓口	被災者の生活支援の相談窓口。	受け入れ体制と医療機関への周知。初めての事なので、事務手続きの方法を確立するまでに苦慮した。市役所内での情報共有に一番苦慮した。相手先の自治体、学校に問い合わせができず苦慮した。教科書の無償給与が出来るのかわからず苦慮した。
	情報提供	被災元県等からの情報の伝達や市内で開催されるイベント等のご案内。	避難者を訪問する中で適時対象としてリストアップ。
	生活支援物資の搬入等	市民の方から提供のあった布団、毛布、家電の搬入や退去等に伴う搬出。	制度を作るまでの市役所内での意志決定に苦慮した。
日赤家電セット	日赤家電6点セット申込取りまとめ。		
岡山県	市営住宅入居一家賃免除	6月～。	
	保育園	一時預かり(利用なし)。	
	保育園入所	5～8月利用その後。	
	健診・予防接種等自己負担免除	H24. 3. 31まで自己負担分を免除。	予防接種について避難された方という情報のみでは災害救助法の適用を受けた地域の方か不明であり医療機関からの問い合わせが続いた。
	市営住宅無料提供	H24. 3. 31まで無料で借用。	
	市税 水道料金、下水道使用料減免	H24. 3. 31までの間減免。	
	生活一時支援金	市内に6か月以上定住する方対象に支援金を支給。	
	保育所・幼稚園保育料免除	H24. 3. 31まで保育料免除。	
	家庭訪問	転入訪問。	
	健診	健診の状況確認。母子の相談紹介。	
	予防接種	予防接種について紹介。	
	幼稚園入園	幼稚園入園。	
	教材等の支給		
	児童クラブ料免除		
	保育所の入所		
	保育料の免除		
	ゴミ袋の支給		
	就学援助		
	上下水道使用料減免		
	保育料免除		
保育料の軽減			
就学援助の特例	学校で集金されるものの全て免除。		
被災者保育料免除	保育料及び一時預り保育等本人負担金の免除。		
私的契約児保育	町での一時的な保育所入所。		
各種相談	生活、税務、雇用、健康等の相談。		
公共施設の無料化	公民館、観光、文化施設の使用料を免除。		
市営バス無料乗車券	市営バスの全路線に乗車可能な券を発行。		
市営住宅の提供	住宅使用料を免除。		
上・下水道無料化			
就学援助	就学に要する諸経費の援助。		
医療費の軽減	医療費一部負担金の支払免除。		
使用料等の減免	上下水道、手数料の免除、保険料の減免等。		
市営住宅の一時使用	1年間の入居許可、住宅使用料金額免除。		
就学援助費等の支給	教科書の支給、就学援助費の支給。		
生活用品給付	衛生用品、台所用品、寝具などを申請に基づき給付。		
東日本大震災による広島県への避難家庭に対する事業	広島県の事業で県内に避難している家庭をオーケストラのコンサートに招待する事業があり、町内分をとりまとめ招待券を送付した。		

別表1. 東日本大震災被災避難者への発災から24年7月までの全国市町村における被災者支援(子ども支援)状況と課題 660市町村

都道府県	サービス名	概要	苦慮した内容
	子育て	保育料、幼稚園授業料の免除。	広域避難を想定しておらず、対応に混乱があった。
	住宅	市営住宅への無償入居。	広域避難を想定しておらず、対応に混乱があった。
	生活支援1	生活支援金の支給(単身世帯10万円、複数世帯20万円)。	広域避難を想定しておらず、対応に混乱があった。
	生活支援2	生活必需品(寝具・コンロ・照明など)の提供。	広域避難を想定しておらず、対応に混乱があった。
	生活支援3	上下水道料金の免除。	広域避難を想定しておらず、対応に混乱があった。
山口県	各種イベントに招待	市内で開催されるイベント等に招待。	
	市営住宅への受入		初回訪問について関係課職員の日程調整が困難だった。
	生活一時金の支給	被災世帯に対し一時金を支給。	
	乳幼児の健康管理	育児相談、離乳食指導、予防接種の手続きと指導、救急医療。	継続支援の頻度の確保が困難だった。
	妊婦の健康管理	医療機関の照会、母子健康手帳の交付、健康指導。	
	検診クーポン券の提供	がん検診の無料クーポン券。	
	就学援助	学用品費、学校給食費の援助。	
	物資の提供	寝具、紙おむつ、粉ミルク。	
	保育料の減免	幼稚園就園奨励費補助。	
	就学援助	経済的理由より、就学が困難な児童等への教育費の援助。	所得状況が不明なこと。
	見舞金	被災世帯見舞金支給(10万円)。	
	公共料金支援	被災世帯上下水道無料支援。	
住宅支援	被災世帯へは市営住宅無償入居。		
県営住宅	入居。		
保育サービス	母子家庭(母、子1人)の子の保育所入所。		
徳島県	保育所入所		
香川県	引越助成金	被災地から引越しする際に必要な経費を助成。	
	学用品給与	名札、ノート等の文房具費を支給。	
	水道料金免除		
	生活支援	ゴミ袋の提供。	
	保育料免除	保育園の保育料を免除。	
	一時滞在費補助	避難者が避難所(空き家)を選ぶ際のホテル等の一時滞在補助。	
	被災児童就学就園費補助	被災児童への必要な学用品の給付。	
就学援助	被災による経済状況の悪化のため、就労援助費を支給。		
愛媛県	震災被災者向け住宅の提供	入居日から6ヶ月使用料免除(最大1年入居可能)。	
	市営住宅受入		
	幼稚園入園		
	一時預かり事業	被災児童を一時預かりした。	減免基準の検討。
福岡県	市営住宅の提供	罹災証明を受けた避難者へ市営住宅の一時提供。	
	民間住宅等の情報提供	民間住宅や一般家庭への受け入れの情報提供。	
	支援センター利用		
	ホームステイの紹介	ホームステイの登録を募集し、紹介する。	
	市営住宅等の提供	市営住宅、民間住宅の無償提供。	
	情報提供	各種のお知らせ等を送付する。	
	生活支援物資の提供	被災避難者に毛布、タオル等の生活支援物資を提供した。	
	ふくおか震災支援 かわら版の発行	各種支援情報を提供するため月1~2回発行・送付。	
	交流会の開催		
	市営住宅の提供	2年間無料で対象者に市営住宅を提供。	
	寝具、家具、衣類等の提供	寝具及びびりユース家具・衣類の提供。	
被災者向け就労 サポート事業	就労相談窓口の開設、臨時職員の募集。		
家賃補助	市が住居を借り上げて提供。		
国からの情報提供	国・被災県からの情報を送付。		
佐賀県	検診	幼児検診、1歳半検診、3歳児検診。	
	被災者支援物品貸与	災害求法適用市町村からの避難者の生活再建に資するもの。	避難者の交通手段がないため自宅訪問に時間を要した。
	被災者等支援物品支給	自主避難者も含めた避難者への日用生活品の支給。	避難者の交通手段がないため自宅訪問に時間を要した。
	被災者避難・帰郷費支給	災害求法適用市町村からの避難者への旅費支給。	避難者の交通手段がないため自宅訪問に時間を要した。
	予防接種	ポリオワクチンなどの予防接種。	
長崎県	保育所入所	保育所に受け入れ保育料を減免。	
	一時預かり保育		
	生活支援給付	本市へ避難された世帯に対して生活給付金を給付、1世帯5万円1回限り。	
	保健師による家庭訪問	本市での支援・福祉サービス等の案内、こどもの確認。	
	住宅貸代	町で住宅を借り受け、住居を提供するもの。	
	乳児一般健康診査	児について受診票を交付し、健診費用を本市が負担。	健診や予防接種について避難元の市と調正。
	妊婦一般健康診査	妊婦に受診票を交付し、健診費用を本市が負担。	健診や予防接種について避難元の市と調正。
	保健師訪問	避難して初めての訪問と新生児訪問。	
母子健診・相談	健診・乳幼児相談・離乳食教室の案内をし実施。	健診や予防接種について避難元の市	

別表1. 東日本大震災被災避難者への発災から24年7月までの全国市町村における被災者支援(子ども支援)状況と課題 660市町村

都道府県	サービス名	概要	苦慮した内容
	予防接種	BCG・三種混合・ポリオ・日本脳炎の接種。	と調正。 健診や予防接種について避難元の市と調正。
	育児相談	子どもの情緒不安定。同居家族とのトラブル。	子どもの保育所入所、住宅確保。
	乳児健診発達相談	情緒不安定さが震災の影響なのか等の相談。	
	生活必需品の提供	被災し市へ避難してきた方に布団等の生活必需品を提供。	
	被災者受入れ支援	被災し市へ避難してきた方に公営住宅等を提供。	
	被災地中学生ふれあい交流事業	福島県〇〇市の全公立中学校の生徒会長を市へ招待し平和学習や市内中学生との合同研修会を行なう。	
	保育入所の優遇措置	保育所入所を優遇する。	
	保育料減免	被災された世帯の保育料を減免する。	
熊本県	学用品、日用品	机、ランドセル、寝具。	
	市営住宅の提供	1年間無償提供。	
	支援金の支給	1人87000円、1世帯300000円上限。	
	就学支援	学用品費、学校給食費の支給。	
大分県	民間賃貸住宅の提供	1年間無償提供。	
	イベントへの招待	地元で開催されたイベントへの招待。	
	見舞金支給	県及び市による見舞金の支給。	
	生活に関する相談	生活・健康・育児就学等に関する心の記事等について。	
	生活用品支給	電化製品の支給。	
	家具の提供	日常生活で、必要な家具を提供。	
	住居の提供	市営住宅を無料で提供。	
	公営住宅の提供	一定の要件を満たす世帯に対して、公営住宅を提供する(入居料免除)。	
宮崎県	家具・家電の支給		
	被災者支援金	1人30000円×人数。	
	高校・小中学校への転入	住所異動してもらい転校手続き。学用品等については学校で対応。	
	住居	市営住宅の担当が対応したが、貸家に入居。	
	住宅家賃	公営住宅の家賃を無料。	
	水道料金	水道料金を無料。	
	国民健康保険の一部負担金免除	転入届のあった東日本大震災の被災者に対して、保険医療機関で受診した際の市国民健康保険の一部負担金を平成24年2月末まで免除する。	
	国民健康保険税の免除	転入届のあった東日本大震災の被災者に対し、平成23年度都市市国民健康保険税額を全額免除する。	
鹿児島県	住宅支援	市の公営住宅及び一般から提供のあった住宅を避難者へ提供する。	
	水道料金等の免除	水道料金、下水道使用料を最大1年間減免する。	
	見舞金の支給	1世帯当たり10万円。	
	市営住宅提供	市営住宅の提供 罹災証明あり→無償 罹災証明なし→有償	
	移動支援	避難元から避難所までの交通費の一部支援。	
	教育支援	就園・就学費用の一部支援。	
	住宅支援	市営住宅に入居した場合の家賃等減免。	
	生活支援	避難所での生活費の一部支援。	
	移動費用支援費	1人当たり50000円。	
	教育一時金	園児から高校生まで1人当たり50000円支給。	
	移動支援金の支給	移動費として一人当たり5万円(12歳未満2万5千円)。	
	教育支援金	幼稚園、保育園、小中高年生1人当たり10万円。	
	国保税の減免	転入から1年を限度として、国保税の減免。	
	住宅支援	市営住宅の家賃・敷金の免除(1年間)。	
生活支援金	生活支度金として1人当たり5万円(ホームステイは2万5千円)。		
教職員住宅へ入居			
沖縄県	企業からの支援金支給	市内企業からの寄附金を避難者へ支給(1人25000円)。	
	見舞金支給	災害救助法適用地域で被災(罹災)証明書有する方5万円 証明書なしの方3万円を支給。	
	住宅支援	民間アパートへの入居支援。	
	情報提供	イベントや被災者が行っている店舗情報をお知らせ。	
	生活物資支援	リサイクルプラザなどを活用して、自転車などの物資を提供。	物資支援の際、家電を探すのに苦慮した。
	準要保護	被災児童に対して教育費の一部を負担。	
	仕事	職業相談・紹介。	
	子供・学校に関すること	児童生徒の就学先確保・公立保育所受入れ。	
	住宅	市営住宅の提供。	
	上下水道	上下水道の使用料金の減免措置。	
	生活用品	生活用品等の提供(家電品)。	
	市営住宅の提供	入居から1年は無料提供。	
	上下水道料金減免	減免開始から1年間。	
	レンタカー無料貸出	レンタカー事業所の協力により無料で2ヶ月貸出。	・自治体との連絡が不可の場合、依頼書があったとみなして実施。依頼文書を送付する旨の連絡もあるなど。・自治体との連絡・調整に時間を要した。
学用品費等支給			
児童生徒の受入れ	保育園、幼稚園及び小中学校で住所の有無に係らず受入れ。		
水道料金の免除	水道使用料を半年～1年免除。		
定期予防接種	日脳 DPT 委託医療機関で実施。		
家賃の免除	市営住宅の家賃を市で負担。		
光熱水費	市営住宅の光熱水費を市で負担。		

別表1. 東日本大震災被災避難者への発災から24年7月までの全国市町村における被災者支援(子ども支援)状況と課題 660市町村

都道府県	サービス名	概要	苦慮した内容
沖縄県	住宅の提供	市営住宅の目的外(一時)使用3～6月。市営住宅を応急仮設住宅として提供7月～。	罹災証明未所特者の取扱い。精神的に不安定な方への対応。
	生活用品の提供	市職員・市民・企業から提供してもらった生活用品を提供・貸与。	
	保育料の免除	公立幼稚園と公立保育園での一時預りの保育料免除。	幼稚園入園後に県外へ避難し連絡とれない。新年度待機児童の増。
	被災児童生徒就学援助	被災児童生徒への就学援助。	
	保育サービス	保育園への入所及び保育料の減免。	
	町営住宅入所	町営住宅への優先的入所。	空室はあったが、希望がなかったこと。
	保育所入所	認可保育園への優先的入所。	希望する保育園に欠員がなかったこと。
	保育所・保育料の減免	保育所入所を優先的に行い、保育料を減免する。	
	村営住宅の家賃免除		
	村営住宅への入居		
	保育料の免除		